

# 全九州太鼓連合 表彰規程

平成 20 年 1 月 19 日 制定

## ( 趣 旨 )

第 1 条 この規程は、全九州太鼓連合(以下「本会」という。)の円滑な運営を図るため、会員の表彰活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

## ( 目 的 )

第 2 条 会員が本会の発展に寄与し、または会員の模範となる功績があつた者を表彰することを目的とする。

## ( 選考委員会の設置 )

第 3 条 受賞候補者の選考については、選考委員会を設置し、委員構成は次の各号に定める。

- (1) 会長
- (2) 理事長
- (3) 常任理事
- (4) 理事
- (5) その他、会長が必要と認め任命した者。

## ( 表彰者 )

第 4 条 表彰者は、全九州太鼓連合会長(以下「会長」という。)が、表彰状及び記念品等を授与し、これを行う。

## ( 表彰の対象者 )

第 5 条 表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 個人又は、団体であつて、社会に対し共感を与えるなどの功績が特に顕著で本会会員の模範となる者。
- (2) 国及び県規模の表彰を受賞した者で、その内容が太鼓の活動に起因したもの。
- (3) 全国規模の太鼓競技会において特に優秀な成績を収めた者及び団体。
- (4) (財)日本太鼓連盟役員、県連会長並びに本会役員の職に 6 年以上在職した者。
- (5) 県連役員及び各団体会長、同副会長、同事務局長の職に 10 年以上在職した者。
- (6) 各団体会員として 30 年以上の在籍者で、年齢が 65 歳以上の者。
- (7) 各団体会員として 40 年以上の在籍者。(ジュニアからの継続者はその年数を含む。)
- (8) ジュニア団体の育成指導者として 20 年以上の期間を有する者。
- (9) その他、会長が特に認める者。

## ( 受賞者の資格 )

第 6 条 第5条に定める者は、同条3号を除き、本会に入会後、5年を経た者とする。役職及び勤続による表彰については、受賞者の所属する団体が本会入会後、10年を経ているものとし、第5条第4号及び5号の役職によるものについてはそれぞれの役職の合計年数とする。

**( 再表彰 )**

第 7 条 表彰された者が功績更に顕著な場合は、第9条に定める手続きを経て再度表彰することが出来る。

**( 感謝状 )**

第 8 条 会長は、高額な寄付又は多大な支援、協力などの奇特な行為があった場合は会員にかかわらず、感謝状を贈ることが出来る。

**( 選考方法 )**

第 9 条 受賞候補者については、本会及び各県太鼓連合が推薦する者について行う。(別添様式1)

2 受賞候補者が、第5条及び第6条に該当し適當と認めた場合、本会役員会に報告し、承認を経て表彰するものとする。

**( 推薦及び表彰の時期 )**

第 10 条 推薦の時期については、会長が定めるものとし、表彰は本会の通常総会において行う。

**( 受賞者名簿 )**

第 11 条 受賞者の氏名その他必要な事項は、受賞者名簿(別添様式2)に記載し、本会事務局長が保存する。

**( 規程の改正 )**

第 12 条 この規程を改正しようとするときは、本会役員の現在数の2分の1以上が出席した役員会において出席者の過半数をもって議決しなければならない。

**附 則** この規程は、平成 20 年 1 月 19 日から適用する。